



行政書士がお手伝いします！

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金

《中小製造業者対象》

平成28年度(第12次)募集のお知らせ

対象者 **内陸もOK**



製造業

観光業

サービス業

対象経費



震災発生の日から平成28年3月31日までの間に実施する復旧に係る経費であって、写真や書類等による確認が可能であり、県が適正と認めた場合に対象となります。

補助率・補助限度額



補助率 補助対象経費の1/2以内(対象経費に消費税は含みません。)

補助上限額 上限額：1,000万円／下限額：100万円

申請期間



平成28年6月上旬から

宮城県行政書士会

受付けはこちら 受付時間：平日10時～16時

ふるさと再生支援事業

☎ 022-261-6768